

改正

平成25年 5月10日 告示第336号

平成31年 3月29日 告示第149号

令和 2年 3月24日 告示第108号

令和 4年 3月30日 告示第165号

盛岡市市産材利用住宅支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 市の区域内の森林から生産される木材の利用の促進を図るため、市産材利用住宅を新築し、増築し、又は改築する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産材 岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度その他市長が適当と認める方法により、市の区域内の森林から生産された木材であることが証明されるものをいう。
- (2) 専用住宅 自己の居住の用に供する一戸建ての住宅をいう。
- (3) 併用住宅 自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している一戸建ての住宅をいう。
- (4) 市産材利用住宅 市の区域内に所在する専用住宅及び併用住宅（自己の居住の用に供する部分に限る。）で新たに市産材を2立方メートル以上使用する住宅をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、交付申請を行う年度の末日までに完成する市産材利用住宅の新築等の工事に係る経費とし、これに対する補助額は、市産材の使用量1立方メートルにつき8,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が15万円を超えるときは、15万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和7年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る市産材の使用量
- (2) 当該補助金の交付の申請の件数

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

改正文 (平成31年告示第149号抄)

平成31年4月1日から施行する。

改正文 (令和2年告示第108号抄)

令和2年4月1日から施行する。

別表 (第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 市産材使用計算書 4 市産材の使用箇所を示した平面図及び立面図 5 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部	事業完了前
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 岩手県産材産地証明書その他使用した市産材の産地を証明する書類 4 市産材使用住宅の市産材使用箇所に係る施工中及び施工後の写真並びに市産材使用住宅の完成写真 5 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部	事業完了後14日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書を受領した日から起算して30日以内